

報告第 25 号

処分報告（令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 10 号）外 1 件）の件  
次の事件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり処分したものである  
ので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年 11 月 30 日 提出

貝塚市長 藤原 龍男

記

1. 令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 10 号）の件
1. 令和 3 年度貝塚市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の件

令和3年度貝塚市一般会計補正予算（第10号）の件

令和3年度貝塚市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,603千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,056,669千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月28日処分

貝塚市長 藤原 龍男

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		7,581,185	60,603	7,641,788
	2. 国庫補助金	1,248,138	60,603	1,308,741
歳 入 合 計		39,996,066	60,603	40,056,669

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		7,755,129	2,110	7,757,239
	1. 総務管理費	7,001,064	2,110	7,003,174
3. 民生費		17,069,829	1,490	17,071,319
	2. 児童福祉費	7,048,363	1,490	7,049,853
4. 衛生費		3,945,633	6,945	3,952,578
	1. 保健衛生費	1,369,040	6,945	1,375,985
7. 商工費		241,256	45,653	286,909
	1. 商工費	241,256	45,653	286,909
8. 土木費		3,392,727	1,750	3,394,477
	5. 都市計画費	1,906,112	1,750	1,907,862
10. 教育費		3,454,504	2,655	3,457,159
	2. 小学校費	1,513,907	1,650	1,515,557
	3. 中学校費	430,557	850	431,407
	4. 幼稚園費	372,571	155	372,726
歳 出	合 計	39,996,066	60,603	40,056,669